

湯浅町防災行政無線戸別受信機貸与要綱

(目的)

第1条 この告示は、湯浅町内で防災行政無線難聴世帯等（以下「難聴世帯」という。）における防災行政無線の円滑な聴き取りのため、当該難聴世帯に対し防災行政無線戸別受信機（電源ケーブル及び室内アンテナを含む。以下「戸別受信機」という。）を貸与することにより、町民の安心及び安全な生活を確保することを目的とする。

(貸与)

第2条 戸別受信機は、1世帯に1台の現品を貸与する。

2 戸別受信機の貸与に係る負担は、第6条に規定するものを除き、無償とする。

3 戸別受信機の貸与を受けることができる者は、次の各号の全てに該当し、かつ、別表のいずれかに該当する者とする。

(1) 本町の住民基本台帳に登録され、町内に居住している世帯に属する者

(2) 本町公式アプリ「ゆあさポート」をダウンロードできない方がいる世帯に属する者

(3) 町税等を滞納していない世帯に属する者

(貸与の申請)

第3条 戸別受信機の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、湯浅町防災行政無線戸別受信機貸与申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、貸与の可否を決定し、湯浅町防災行政無線戸別受信機貸与決定通知書兼引換証（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(戸別受信機の受渡)

第5条 前条の規定により貸与の決定を受けた者（以下「借用者」という。）は、戸別受信機の貸与を受けることができる。

(費用の負担)

第6条 借用者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 戸別受信機に要する電気料金及び非常電源用乾電池の購入並びにその交換に要する費用

(2) 借用者の故意又は過失による戸別受信機の亡失、破損、損傷等の場合における個別受信機の新規購入若しくは交換又は修繕に要

する費用

(戸別受信機の交換)

第7条 戸別受信機を善良な管理（過度な衝撃及び損傷を与えること又は改造を施すことなく、指定された利用環境に基づく状態の維持をいう。）の下に使用していたにもかかわらず不具合が生じた場合は、町は貸与した戸別受信機の管理状況を確認した上で町の負担において戸別受信機を交換するものとする。

(借用者の義務)

第8条 借用者は、戸別受信機の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 善良な管理の下に使用すること。
- (3) 第三者に譲渡し、又は売却しないこと。
- (4) 戸別受信機の改造等原型を変える行為をしないこと。

(返納の届出等)

第9条 借用者は、第2条第3項に該当しなくなったときは、湯浅町防災行政無線戸別受信機返納届（様式第3号）を提出するとともに、速やかに戸別受信機を返納しなければならない。

(届出等の代理)

第10条 借用者の死亡、緊急の事態等やむを得ない事由により借用者が前条の届出等ができない場合、同一世帯の者又は相続人等は、代理で届出及び戸別受信機の返納をしなければならない。

(管理台帳の整備)

第11条 町長は、戸別受信機の貸与状況を明確にするため、湯浅町防災行政無線戸別受信機貸与管理台帳（様式第4号）を整備する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

別表（第2条関係）

1	申請日の属する年度の年度末において75歳に到達する者のみで構成される世帯に属する者
2	介護保険被保険者証の交付を受け、要支援又は要介護に認定されている方がいる世帯に属する者
3	身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯に属する者
4	療育手帳の交付を受けている方がいる世帯に属する者
5	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯に属する者
6	特定医療費（指定難病等）受給者証の交付を受けている方がいる世帯に属する者
7	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯に属する者

様式第1号（第3条関係）

湯浅町防災行政無線戸別受信機貸与申請書

令和 年 月 日

湯浅町長 様

住 所
申請者 氏 名
連絡先

防災行政無線戸別受信機の貸与を受けたいので、湯浅町防災行政無線戸別受信機貸与要綱第3条の規定により、次のとおり申請内容に偽りがないことを宣誓し申請します。

なお、貸与にかかる事務処理に必要な範囲において、住民票、町税等の納付状況について、湯浅町の関係各課に照会することに同意します。

届出者 ※申請者本人が提出 する場合は記入不要	住 所		申請者との 関係	
	氏 名		電話番号	
貸与の対象 (第2条関係) ・ <u>1</u> の全てに該当し、かつ <u>2</u> のいずれかに該当していることを確認の上✓を記入 ・ <u>2</u> のうち2から7に該当する場合、それを証する書類の写しを添付すること	<u>1</u> 全 て		本町の住民基本台帳に登録され、町内に居住している世帯に属する者	
			本町公式アプリ「ゆあさポート」をダウンロードできない方がいる世帯に属する者	
			町税等を滞納していない世帯に属する者	
	<u>2</u> い ず れ か		1 申請日の属する年度の年度末において75歳に到達する者のみで構成される世帯に属する者	
			2 介護保険被保険者証の交付を受け、要支援又は要介護に認定されている方がいる世帯に属する者	
			3 身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯に属する者	
			4 療育手帳の交付を受けている方がいる世帯に属する者	
			5 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯に属する者	
			6 特定医療費（指定難病等）受給者証の交付を受けている方がいる世帯に属する者	
			7 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯に属する者	

設置場所	持家 ・ 借家	
	住所	※申請者の住所と違う場合に記入
	理由	※申請者の住所と違う場合に記入
受取希望場所 ※貸与が決定した場合 の受取希望場所に○を 記入	湯浅町役場 ・ 湯浅えき蔵 ・ 総合センター	

処 理 欄			
受付印	貸与番号	貸与日	備考
引換証貼付			

様式第2号（第4条関係）

湯浅町防災行政無線戸別受信機貸与決定通知書兼引換証

年 月 日

申請者 様

湯浅町長

年 月 日付で申請のあった防災行政無線戸別受信機の貸与について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

- 1 審査結果 貸与 ・ 不貸与（理由： ）
- 2 貸与番号
- 3 受渡日時 年 月 日 午前 時 ～ 午後 時
- 4 受渡場所 湯浅町役場 ・ 湯浅えき蔵 ・ 総合センター

※貸与の決定を受けた方は、署名欄に記名し、必ず本通知を持参の上、受渡場所にお越しください。

※受渡日時で都合がつかない場合や受渡場所での受取が困難な場合は、総務課地域防災係（0737-64-1108）までご連絡ください。

----- 切り取り線 -----

引換証

貸与番号 _____ 製造番号 _____

私は、確かに戸別受信機の貸与を受けました。
湯浅町防災行政無線戸別受信機貸与要綱を遵守し、
適切に戸別受信機を管理します。

年 月 日

署 名

様式第3号（第9条関係）

湯浅町防災行政無線戸別受信機返納届

年 月 日

湯浅町長 様

住 所
借用者（代理人） 氏 名
連絡先

防災行政無線戸別受信機について、貸与の条件を満たさないため、湯浅町防災行政無線戸別受信機貸与要綱第9条の規定により返納します。

貸与番号		
設置場所		
返納理由 1 から 3 のうち該当する箇所のみを記入してください。	1 戸別受信機が不要になったため	
	理 由	
	原因日	
	2 町外に転出するため	
	転出日	
	3 その他	
	理 由	
	原因日	

処 理 欄			
受付印	製造番号	返納日	備考

[illegible]